6　交通経済統計調査室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　国土交通省の所掌事務に関する調査及び統計（内外の交通事情及び交通に関連する経済事情に関するものに限る。）についての企画及び立案に関すること。
二・三　（略）
7～11　（略）
12　統計企画官は、命を受けて、情報政策課の所掌事務のうち調査、情報の分析及び統計に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。
（社会資本経済分析特別研究官及び統計政策特別研究官）
第三十一条　総合政策局に、社会資本経済分析特別研究官及び統計政策特別研究官それぞれ一人を置く。
2　（略）
3　統計政策特別研究官は、命を受けて、統計について、極めて高度の専門的な知識経験に基づく研究を行うことにより、国土交通省の統計に関する政策の企画及び立案の支援を行う。
（国土管理企画室及び国土政策企画官）
第三十八条の二　（略）
2　国土管理企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一・二　（略）
（削る）
三　（略）
3・4　（略）
（土地収用管理室及び企画官）
第四十二条　（略）
2　土地収用管理室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　（略）
二　大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（平成十二年法律第八十七号）の施行に関すること。
3・4　（略）
（公共用地室並びに土地政策企画官、土地調整官、用地企画官及び用地調整官）
第四十二条の四　土地政策課に、公共用地室並びに土地政策企画官、土地調整官、用地企画官及び用地調整官それぞれ一人を置く。
2・3　（略）
4　土地政策企画官は、命を受けて、土地政策課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。
5　土地調整官は、命を受けて、国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）の規定による土地利用基本計画、土地取引その他土地利用の調整に関する重要事項についての連絡調整に関する事務をつかさどる。
6～8　（略）
（地価調査企画調整官、鑑定官、主任分析官、分析官及び地価公示推進官）
第四十二条の五　地価調査課に、地価調査企画調整官一人及び鑑定官七人並びに主任分析官、分析官及び地価公示推進官それぞれ一人を置く。

6　交通経済統計調査室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　国土交通省の所掌事務に関する調査及び統計（内外の交通事情及び交通に関連する経済事情に関するものに限る。）についての企画及び立案並びにこれらを実施するために必要な国土交通省の所掌事務の総括に関すること。
二・三　（略）
7～11　（略）
（新設）
（社会資本経済分析特別研究官）
第三十一条　総合政策局に、社会資本経済分析特別研究官一人を置く。
2　（略）
（新設）
（国土管理企画室及び国土政策企画官）
第三十八条の二　（略）
2　国土管理企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一・二　（略）
三　国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第九条第一項に規定する土地利用基本計画に関すること。
四　（略）
3・4　（略）
（土地収用管理室及び企画官）
第四十二条　（略）
2　土地収用管理室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　（略）
二　大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（平成十二年法律第八十七号）の施行に関すること（政策統括官の所掌に属するものを除く。）。
3・4　（略）
（公共用地室並びに土地調整官、用地企画官及び用地調整官）
第四十二条の四　土地政策課に、公共用地室並びに土地調整官、用地企画官及び用地調整官それぞれ一人を置く。
2・3　（略）
（新設）
4　土地調整官は、命を受けて、国土利用計画法の規定による土地取引その他土地利用の調整に関する重要事項についての連絡調整に関する事務をつかさどる。
5～7　（略）
（鑑定評価指導室並びに地価調査企画調整官、鑑定官、主任分析官、分析官及び地価公示推進官）
第四十二条の五　地価調査課に、鑑定評価指導室並びに地価調査企画調整官一人、鑑定官七人並びに主任分析官、分析官及び地価公示推進官それぞれ一人を置く。